

こどもまんなか社会を実現するために

小 泉 ひろみ

(秋田県医師会 会長)



2026年1月25日、「21世紀の医療を守る県民の集い」という集会を開催いたしました。今回のテーマは「こどもまんなか社会を実現するために～成育基本法の成立から～」でした。集会の主催は「21世紀の医療を守る会」です。この会は、2005年に立ち上がった会で、医療関係団体が主な構成メンバーとなっています。秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、秋田県栄養士会、秋田県理学療法士会に加え、県や民間団体など現在では、37団体が所属しています。まさに秋田県の医療を守るために、その時々にある医療に関する問題を話し合い、県民の皆様へお伝えしたり、皆様からのご意見を伺ってまいりました。最近では「コロナ禍後の社会」「豪雨時の災害医療」「秋田の医療の今後」などをとりあげました。毎回たくさんの県民の皆様にお集まりいただき、盛況に終わることができました。

今回のテーマにある「こどもまんなか社会」は、こども家庭庁設立の基本概念であり、子どもの権利条約にもとづき、成育基本法改正、こども基本法成立、こども大綱決定のきっかけとなったものです。昔が良かったと言いたいわけではありませんが、江戸時代の子どもや文明開化の頃の子どもたちを描いた絵を見ますと、親子で仲良くしていたり、大事にされている様子があったり、自由に自然と遊んだり、表情豊かのように見えます。貧困もあったと思いますし、病気や災害も少なからずあったと考えます。子殺しなどもあったと聞いていますし、短命であつ

た時代です。絵に残っているのは、一部の幸せな家庭の子なのかもしれませんが、イザベラ・バードのような外国から訪れた人たちも、子どもの姿には驚いたという記録が複数残っていると聞きますので、比較的好く見られた光景であったのではないのでしょうか。

「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会で採択され、ユニセフの活動基盤になっているものです。世界中の子どもが健康で幸せに生きていくために持っている権利と、その権利を守るために国と自治体、親、保護する立場の人、教育する立場の人などの大人がやらなければならないことを定めています。子どもに保障する具体的な権利は、第1～41条に定められていますが、これらの中で特に大切な「原則」があり、それが次の4つです。「差別が禁止されていること」「子どもにとってもっとも良いこと」「命が守られ成長できること」「意見を表明し参加できること」の4つで、1つ1つの条文にあげられている権利を守るときに、この4つに照らし合わせて、「差別はないか」「子どもにとって、最良のことか」などを考えることが重要となります。日本は1994年と、比較的早期に批准したのですが、なかなか浸透しているとはいえない状況でした。私はその当時絵本など、子どもが理解しやすいようになっているものを拝見したりしてはいましたが、日本の子どもたちが世界の子どもたちに比べて、健康で幸せだから日本で広まらないのではないかと、世界には紛争や貧困があり、病気でも医療を受けられない子



が多数いるので、それと比較して日本では権利条約があまり話題にならないのかしらと、思ったりしていました。しかし、その後の日本の子どもたちを取り巻く環境は、決して「子どもにとってもっとも良いこと」に進んできているようには思えません。子どもや若者の自死の増加、児童虐待件数の増加、いじめの問題、不登校問題など枚挙に暇がありません。第一、生き生きとした子どもの姿を見る機会が本当に減っています。

このような中で、2023年4月1日、こども基本法が施行され、こども家庭庁が発足しました。こども基本法が成立した理由の1つが、子どもの権利条約や子ども・若者に関する個別法の拡大があるといわれています。子ども・若者に関する個別法には、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法改正、教育機会確保法、成育基本法、子どもの貧困対策法改正などがあり、法整備が行われてきています。個別法の拡大への動きが、社会にこれらの問題があること、それらがとても深刻なことであるという認識が広まって、こども基本法の成立につながったようです。

コロナ禍においては、最初の頃の2020年3月2日から5月末まで「全国で、学校の一斉休校があった」ことを覚えておられる方は多いと思います。その後2021年1月に文部科学省は「緊急事態宣言があっても一斉休校は要請しない」と発表しておりますが、あの出来事のインパクトの強さは、ほとんど状況のわからない未知の病原体との戦いの中であったことを考慮しても、大変なものであったと思っています。子どもたちの運動不足、肥満傾向の増加、生活習慣の乱れ、ゲームやネットへの依存傾向、コミュニケーションの機会喪失などの問題が急増しました。学校再開後に学校に行けないお子さんも多数おられました。その後、マスクの生活、黙食など

も続き、場面かん黙症という状況になるお子さんが増えたように思っています。場面かん黙症を発症すると、家では元気にお話ししているお子さんが、保育園や幼稚園、学校などではお話しできなくなります。お話ししようとすると、緊張して口や声帯が動かないようになるのです。社交不安や発達障害を合併している場合と、していない場合があります。外来では、以前は年少のお子さんが多かったのですが、その後小中高生といった年長の方が多くなった印象があります。私は外来で子ども自身からお話を聞きたいと思っていますので、とても残念に思いますし、「子どもの権利」の意見表明権を行使していただけません。

さて、「こどもまんなか社会」は、どのような社会でしょうか。子どもをまんなかに置くイメージというよりは、子どもが小さい頃から個人として尊重される社会でしょうか。この実現のためには、どのような施策や案件でも、子どもの権利条約の4つの原則の2つ目「このことは子どもにとって最良か」を考えることではないかと思います。その原則を実現するためにも、子どもの権利条約の4つめの原則「子どもの意見表明」ができるようになってほしいと思います。さらにそのために、子どもたちに「考えられる子ども」になっていただきたいのですが、大人側が「守る」「教える」「与える」だけでは子どもは育たないのではないのでしょうか。子どもたちが「まちがえられる」「正せる」「言える」「泣ける」、時には「我慢もできる」「違いを受け入れられる」ようになり、そしてそれを「認められる社会」ができたらいいいのではないかと思います。子どもが自分で考え、自分で言える社会の先に、「こどもまんなか社会」があるのではないのでしょうか。